

半田市営住宅駐車場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市営住宅条例(平成9年半田市条例第47号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成9年半田市規則第19号。以下「規則」という。)の規定に基づき、当該市営住宅駐車場の使用許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 駐車場を使用することができる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 自己の自動車(二輪のものを除く。)を所有する当該住宅の入居者若しくは入居管理台帳に記載されている同居者(以下「同居者」という。)又は入居者若しくは同居者を介護するために訪問する親族及び介護事業者等、特に市長が認めたとすること。
- (2) 住宅の家賃を滞納していないこと。
- (3) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

(使用の申込み及び許可)

第3条 前条に規定する使用者の資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、規則第32条第1項の規定により納付を証する書類等と共に申込みをし、同条第2項による市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、必要な条件を付すものとする。

(使用者の選考)

第4条 使用の申込みをした者が使用させるべき駐車区画の数を超える場合においては、当該使用申込みをした者のうちから、駐車場に困窮する実情等を調査して当該駐車場の使用者を決定する。

2 前項の場合において、駐車場困窮順位の定め難い者については、公開抽選により使用者を決定する。

(使用の手続き)

第5条 条例第49条第1項第1号に規定する書類は、請書(様式第1)による。

(保管場所の証明)

第6条 市長は、使用者の請求により、入居者又は同居者が所有する自動車に限り、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。ただし、書面の発行は、市の指定場所において1住戸1台とするものとする。

(使用者の損害賠償責任)

第7条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第 8 条 使用者は、駐車場の使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内では必ず徐行する等事故防止に努めること。
- (2) 市等から駐車場所の変更又は一時的な利用の制限を求められたときは、それに従うこと。
- (3) その他他人に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (4) 共同生活と交通安全の精神に基づき、当該市営住宅の住民自治組織等に協力し、駐車場の環境秩序維持に努めるとともに、駐車場の環境美化に配慮すること。

(禁止行為)

第 9 条 使用者は、次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けた駐車区画以外の場所に駐車すること。
- (2) 許可を受けた自動車以外の自動車を駐車すること。ただし、一時的な場合は除く。
- (3) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (4) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車を支障となる物品を持ち込むこと。
- (5) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (6) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (7) 市営住宅の管理上支障となる行為

(市の損害賠償責任)

第 10 条 市は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

請 書

収 入
印 紙

平成 年 月 日

半田市長 殿

市営 住宅 棟 号
入居者氏名 印
電話番号

次のとおり市営住宅駐車場の使用を許可されたことについて、半田市営住宅条例、同条例施行規則および駐車場使用許可条件の規定を遵守し、その義務を誠実に履行します。

1 使用を決定した
駐 車 場 名

住宅駐車場 区画番号No.

2 駐車場の使用料 金 円

ただし、半田市営住宅条例第51条の規定により使用料が変更されたときは、その額とする。

3 保 証 金 金 円

(使用料の3か月分)

4 駐 車 場 使 用
許 可 条 件 別紙のとおり

駐車場使用許可条件

- 1 使用者は、共同生活と交通安全の精神に基づき、该市営住宅の住民自治組織等に協力し、駐車場の環境秩序維持に努めるとともに、駐車場の環境美化に配慮すること。
- 2 駐車場内ではかならず徐行する等事故防止に努めること。
- 3 他の入居者の迷惑となる行為をしないこと。
- 4 使用者は、退去又は自己の都合により駐車場を使用しなくなる時は、直ちに市営住宅駐車場使用廃止届を提出しなければならない。

また、車名・自動車登録番号・所有者又は使用者等に変更が生じた場合は、市営住宅駐車場使用変更許可書を提出しなければならない。

- 5 次のいずれかに掲げる行為をした場合は、使用許可を取り消すことがある。
 - (1) 許可を受けた駐車区画以外の場所に駐車すること。
 - (2) 許可を受けた自動車以外の自動車を駐車すること。ただし、一時的な場合は除く。
 - (3) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
 - (4) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車を支障となる物品を持ち込むこと。
 - (5) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
 - (6) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。
 - (7) 市営住宅の管理上支障となる行為
- 6 次のいずれかに掲げる損害等が生じた場合については、市は一切その責任を負わない。
 - (1) 使用者が、故意又は過失により駐車場又は、その施設若しくは駐車場にある他の自動車などに損害をあたえたとき。
 - (2) 市の責に帰することができない事由によって、使用者の自動車その他の物件に損害が生じたとき。
- 7 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 8 市等から駐車場の変更又は一時的な利用の制限を求められたときは、それに従うこと。
- 9 許可条件又は市長の指示命令に違反したときは、駐車場の使用の取消し、又はその明渡しに依ること。